

環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱

令和5年（2023年）4月26日

一部改正：令和6年（2024年）4月1日

（趣 旨）

第1条 知事は、環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図るため、集荷事業者、卸売事業者、小売事業者および惣菜等製造・販売事業者が行う「環境こだわり農産物等認知度向上事業」（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において「環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助対象となる経費、事業実施主体、補助率等）

第2条 補助の対象となる経費、事業実施主体、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請書の添付書類等）

第3条 規則第3条に規定する「交付申請書」は、別記様式第1号のとおりとし、「事業計画書および収支予算書」（別記様式第2号）を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（申請の取下げ）

第4条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条第1項に定める申請の取下げをする場合において、その期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この

期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、「事業計画変更承認申請書」（別記様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 知事は、規則第10条の規定により、必要に応じて「遂行状況報告書」（別記様式第4号）を求めることができるものとし、その提出期限は別に定める。

(実績報告書の添付書類等)

第7条 規則第12条に規定する「実績報告書」（別記様式第5号）の添付書類は、第3条第1項に規定する「交付申請書」の添付書類等に準ずるものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の「実績報告書」を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 「実績報告書」の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または令和7年3月14日（金）のいずれか早い日とする。

(補助金の返還)

第8条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前条の「実績報告書」を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を「消費税仕入控除税額報告書」（別記様式第6号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求するときは、「概算払請求書」（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 10 条 補助事業者は、第 3 条の規定による交付の申請、第 4 条の規定による申請の取下げ、第 5 条の規定による計画変更の申請、第 6 条の規定による状況報告、第 7 条の規定による実績報告、第 8 条の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、または第 9 条の規定による支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(書類の保存)

第 11 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 12 条 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請をした日から起算して 60 日以内に行うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金に適用する。

(別表)

補助の対象となる 経費	事業実施主体	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業内容 の変更
<p>(1) 環境こだわり農産物コーナーの設置</p> <p>環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図るため、直売所や量販店のインショップ等において、環境こだわり農産物等販売コーナーの設置に要する経費</p>	<p>集荷事業者 卸売事業者 小売事業者</p>	<p>定額 (ただし、上限額は1店舗当たり200千円とする。)</p>		
<p>(2) 惣菜等への簡易表示の推進</p> <p>環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図るため、環境こだわり農産物等を使用した惣菜等に対する簡易表示に要する経費</p>	<p>惣菜等製造・販売事業者 小売事業者</p>	<p>定額 (ただし、上限額は500千円とする。)</p>	<p>経費の欄に掲げる経費の30%を超える増減</p>	<p>事業の廃止</p>
<p>(3) 量販店等での販売促進・PR活動</p> <p>環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を目的として、量販店等での販売促進・PR活動に要する経費</p>	<p>集荷事業者 卸売事業者 小売事業者</p>	<p>1/2以内</p>		

環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
申請者 氏名
[法人にあっては名称、代表者の職名・氏名]
発行責任者 氏名
担当者 氏名
[法人にあっては発行責任者および担当者の氏名]
連絡先・電話番号

〇〇〇〇年度において、環境こだわり農産物等認知度向上事業について、環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金〇〇〇〇〇円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条および環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

【関係書類】

- 1 事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）
- 2 役員名簿（法人または団体の場合）
- 3 滋賀県暴力団排除条例に基づく誓約書

別記様式第2号（第3条、第7条関係）

環境こだわり農産物等認知度向上事業事業計画書および収支予算書
（環境こだわり農産物等認知度向上事業実績書および収支精算書）

1 事業の目的

2 事業の内容

（1）事業計画書（事業実績書）

ア 環境こだわり農産物コーナーの設置（直売所・インショップ等）に要する経費の積算

区 分	積算内訳等	事業費（円）
合 計		

イ 惣菜等への簡易表示の推進に要する経費の積算

区 分	積算内訳等	事業費（円）
合 計		

ウ 量販店等での販売促進・PR活動に要する経費の積算

区 分	積算内訳等	事業費（円）
合 計		

(2) 経費の配分

(単位：円)

区 分	総事業費 (a+b+c)	補助事業に 要する経費 (要した経費) (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業実施 主体 (b)	その他 (c)	
環境こだわり 農産物コーナー の設置						
惣菜等への 簡易表示の推進						
量販店等での 販売促進・ PR活動						
合 計						

3 完了予定年月日 (完了年月日)

4 収支予算書 (収支精算書)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金					
事業主体					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
環境こだわり 農産物コーナー の設置					
惣菜等への 簡易表示の推進					
量販店等での 販売促進・ PR活動					
合 計					

5 添付書類

(1) 見積書

(2) 実績報告の場合は根拠書類（納品書、請求書、現物の写真等）

別記様式第3号（第5条関係）

環境こだわり農産物等認知度向上事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
申請者 氏名
[法人にあつては名称、代表者の職名・氏名]
発行責任者 氏名
担当者 氏名
[法人にあつては発行責任者および担当者の氏名]
連絡先・電話番号

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け滋〇〇第〇〇〇号で交付決定通知があつた環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

環境こだわり農産物等認知度向上事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
申請者 氏名
[法人にあつては名称、代表者の職名・氏名]
発行責任者 氏名
担当者 氏名
[法人にあつては発行責任者および担当者の氏名]
連絡先・電話番号

このことについて、滋賀県補助金等交付規則第10条および環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

事業内容	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗度 (B/A)	残高事業費 (A-B)	備考
	円	円	%	円	
	円	円		円	
	円	円		円	
計	円	円		円	

別記様式第5号（第7条関係）

環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
申請者 氏名
[法人にあつては名称、代表者の職名・氏名]
発行責任者 氏名
担当者 氏名
[法人にあつては発行責任者および担当者の氏名]
連絡先・電話番号

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け滋〇〇第〇〇〇号で交付決定通知があつた環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条および環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

（以下、別記様式第2号に準じて作成すること）

環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
申請者 氏名
[法人にあつては名称、代表者の職名・氏名]
発行責任者 氏名
担当者 氏名
[法人にあつては発行責任者および担当者の氏名]
連絡先・電話番号

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け滋〇〇第〇〇〇号で交付決定通知があつた環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金について、環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け滋〇〇第〇〇〇号による
補助金の額の確定通知額 | 金〇〇〇〇〇円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金〇〇〇〇〇円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金〇〇〇〇〇円 |
| 4 | 補助金返還相当額（2－3） | 金〇〇〇〇〇円 |

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第7号（第9条関係）

環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
申請者 氏名
[法人にあつては名称、代表者の職名・氏名]
発行責任者 氏名
担当者 氏名
[法人にあつては発行責任者および担当者の氏名]
連絡先・電話番号

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け滋〇〇第〇〇〇号で交付決定通知があつた環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金について、環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別紙のとおり金〇〇〇〇〇円を概算払により交付されるよう請求します。

(別紙)

(単位：千円)

内 訳	事業費 A	出来高 (事業費ベース)			既受領額 E	今回請求額 F	残 額 G=A-(E+F)	備 考
		月 日現在 執行済み額 B	月 日現在 執行(見込み)額 C	比 較 D=C-A				
事業費								
合 計								
補助金ベース (補助率：)								
率	100%							